

# 1. 大田区交通政策基本計画の目的・位置づけについて

## (1) 計画の目的

平成 25 年 11 月に成立した「交通政策基本法」に基づく交通政策基本計画（国土交通省）を踏まえ、地方公共団体は交通に関する施策を、まちづくり等の観点を加えながら、総合的かつ計画的に実施することが求められています。

将来の少子高齢化の進展を見据えて、地域内における持続的かつ効率的で誰もが移動しやすい交通網を形成（通勤・通学交通や買い物交通の確保、公共交通不便地域の解消、交通事故対策など）することが必要です。そのため、国や都、周辺自治体と連携を図りながら、大田区として総合的な交通の計画を策定します。

### 交通政策基本法、国の交通政策基本計画の概要

#### ■ 交通政策基本法（平成 25 年 11 月）

地方公共団体の責務（第 9 条）	区域の諸条件に応じた交通に関する <b>施策を策定、実施する責務</b> 。
地方公共団体の施策（第 32 条）	交通に関する施策を、 <b>まちづくり等の観点を踏まえながら、総合的かつ計画的に実施</b> 。
関係者の連携及び協力（第 12 条）	国、地方公共団体、交通関連事業者等の関係者は、 <b>相互に連携を図りながら協力を努める</b> 。（別途、各関係者の責務を記載）

#### ■ 交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）

基本の方針	基本法上の国の施策の観点
A. 豊かな国民生活に資する使い やすい交通の実現	・日常生活の交通手段確保、交通の利便性向上等 ・高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動 ・まちづくりの観点からの施策推進 など
B. 成長と繁栄のための基盤とな る国際・地域間の旅客交通・ 物流ネットワークの構築	・地域の活力の向上、観光立国の観点からの施策推進 など
C. 持続可能で安心・安全な交通 に向けた基盤づくり	・大規模災害への備え など → <small>（東日本大震災後、「大田区地域 防災計画」を改訂。これに基づ き災害対策を推進）</small>

### 東京都の関連する計画の概要

#### ■ 世界一の都市にふさわしい利用者本位の交通体系を目指して（平成 27 年 1 月） （東京の総合的な交通政策あり方検討会）

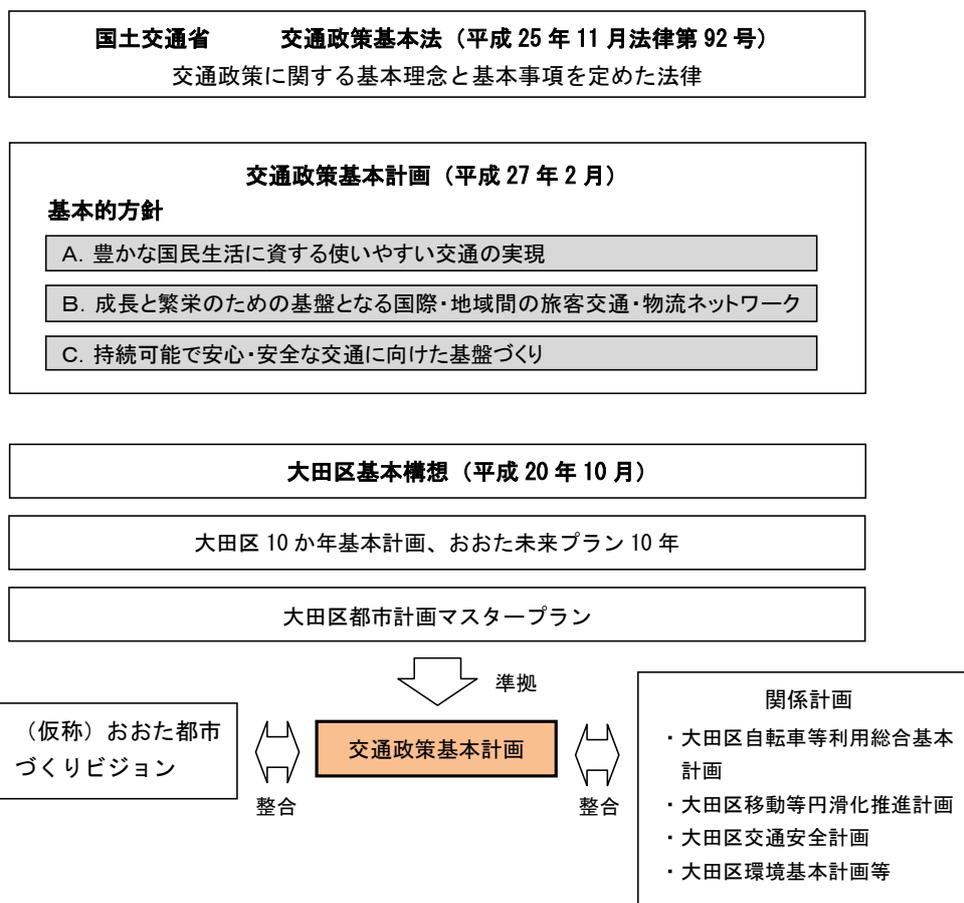
目指すべき将来像	「世界一の交通体系」の 4 つの観点
「世界一の都市・東京」にふさわしい「世界一の交通体系」	海外出張者や外国人来訪者が迷わず スムーズに移動できる交通体系
	高齢者や障害者などが支障なく安心して 移動できる交通体系
	通勤通学者や子育て世代など誰にとっても快適で便利な交通体系
	成熟した都市の魅力を実感できる環境にもやさしい交通体系

## (2) 計画の位置付け

「大田区基本構想」及び「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン 10 年」を実現するための個別計画です。

また、区内全体の都市計画分野の基本計画の「大田区都市計画マスタープラン」に準拠し、大田区自転車等利用総合基本計画等の関連計画と整合を図る、交通に関わる総合的かつ基本的な計画です。

### ■ 区の計画の中での位置づけ



### ■ 大田区基本構想（平成 20 年 10 月）

将来像	「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた」
基本目標	生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子・高齢社会を見据え、区民、団体、事業者がそれぞれの特性を発揮</li> <li>・子どもたちを地域の宝として尊重し、産み育てやすい環境を整備</li> <li>・高齢者が住みなれた地域で、健康な心身を保ち尊厳を持って暮らせるまちを整備</li> </ul>
	まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な暮らしと創造力あふれる産業が調和する豊かな都市空間を形成</li> <li>・区内外から多数の来訪者が集まり、多彩な交流活動が行われる活力あるまちを実現</li> </ul>
	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人ひとりの力を「地域力」として発揮し、人と地球に優しいまち</li> </ul>